

今治拳友会 防具貸与費細則

第1条 (目的)

本細則は、今治拳友会防具貸与規程第4条の規定に基づき、防具等の貸与費その他必要な事項を定めるものとする。

第2条 (貸与費)

防具等の貸与費は、次のとおりとする。

区分	月額
フルレンタル (本会が指定する防具等一式)	1,000 円
胴のみ	500 円
グローブのみ	500 円

- 2 胴及びグローブを併せて貸与する場合は、フルレンタル扱いとする。
- 3 本会は、防具の種類、数量、状態その他必要に応じ、貸与内容を調整することができる。

第3条 (納入方法)

貸与費は、会費と併せて毎月納入するものとする。

- 2 既納の貸与費は返還しない。ただし、本会が特別の事情を認めた場合は、この限りでない。

第4条 (貸与期間)

防具等の貸与期間は、貸与を受けた日から返却日までとする。

- 2 貸与又は返却が月の途中で行われた場合であっても、当該月の貸与費は1か月分とする。ただし、本会が特別の事情を認めた場合は、この限りでない。

第5条 (サイズ交換等)

本会は、成長その他必要があると認める場合は、防具等の交換を行うことができる。

- 2 会員又は保護者は、防具等のサイズ不適合、破損その他使用上の支障がある場合は、速やかに本会へ申し出るものとする。

第6条 (未納時の措置)

貸与費に未納がある場合は、本会は防具等の返却を求め、又は貸与を停止することができる。

第7条（特例）

本会は、特別の事情があると認める場合は、貸与費を減額し、又は免除することができる。

第8条（その他）

本細則の施行に関し必要な事項は、本会が別に定める。

附則

本細則は、令和8年4月1日より施行する。